

各大学・高等専門学校を設置する
各種法人の代表者
各大学・短期大学学長
各高等専門学校長 } 殿

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

緊急事態措置の解除とその後の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県が、1月13日に緊急事態宣言の対象区域となってから、県民及び事業者の皆様には、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などの厳しい措置に対し御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

本日、政府対策本部は、本県を含む2府4県について、2月28日をもって緊急事態宣言の対象区域から解除することを決定しました。

しかしながら、新規陽性者を減少させ、感染の再拡大（リバウンド）を避けるためには、引き続き、社会全体で力を合わせて取り組む必要があります。そのため、3月7日までの期間において、県民の皆様に対しては、生活や健康の維持に必要な場合を除き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に21時以降の不要不急の外出自粛の徹底）、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること、事業者の皆様に対しては、飲食店等の営業時間を21時までとすることなど、別添資料のとおり協力をお願いします。

つきましては、別添資料の内容を貴校の学生、教職員等の方々に周知していただきますようお願いいたします。

なお、貴校における感染対策や学生及び教職員への注意喚起等につきましては、引き続き、令和3年1月29日付文部科学省高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」に基づき、徹底した対策を講じていただきますようお願いいたします。

別添資料 緊急事態措置の解除とその後の対応について

担 当：福岡県人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課 副課長 國武 T E L：092-643-3127 メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp
